

国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務

(2) 業務内容

国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(4) 履行場所

長崎原爆資料館（長崎市平野町7番8号）、城山小学校（長崎市城山町23番1号）、受託事業者の事業所

(5) 予算額

4,100,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

ア 本業務の受託者としての条件は、平成28年4月1日以降に、国指定重要文化財（建造物）もしくは国指定史跡に関する屋内の常設展示（展示面積500m²以上）における展示制作業務又は展示映像制作業務について、元請けとして契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者とする。

イ 業務の打ち合わせの回数は3回とし、打ち合わせには主任担当者が出席するものとする。

(7) 成果品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版（やむを得ない場合はA3版も可とする。）、文字サイズは全て10ポイント以上とし、紙媒体で2部作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）についても1部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	報告書（各工程の成果の取りまとめ）	2部（正・副）	
2	納品書（映像データのディスク※写真含む）	1式	
3	図面（A3縮小・製本）	2部（正・副）	令和8年3月27日（金）
4	文字起こし文	2部	
5	その他資料（発注者と協議）	1部	
6	保管用映像／記録媒体：BD-R		
7	マスター映像／記録媒体：XDCAM	2枚（正・副）	

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和7年12月3日（水）
説明書その他資料配布期間	令和7年12月3日（水）から 令和8年1月22日（木）17時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和7年12月3日（水）から 令和7年12月17日（水）12時まで
質問に対する回答期限	令和7年12月18日（木）17時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和7年12月15日（月）17時30分まで
提案書提出要請日	令和7年12月17日（水）
提案書提出期限	令和8年1月23日（金）17時まで
ヒアリング実施日	令和8年1月28日（水）
決定・非決定通知日	令和8年1月28日（水）
見積書提出期限	令和8年2月4日（水） ※特定者に対して被爆継承課から連絡します。
契約締結予定日	令和8年2月10日（木）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第1号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 15 日（月）17 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒852-8117 長崎市平野町 7 番 8 号 長崎原爆資料館 1 階

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課（電話：095-844-3913）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 12 月 17 日（水）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和 7 年 12 月 17 日（水）12 時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課

電話：095-844-3913

E-mail: hibaku@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-846-5170

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 12 月 18 日（木）17 時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考
1	提案書	第4号様式
2	組織調書	様式イ
3	業務等実績調書	様式ウ
4	配置予定者調書	様式エ
5	参考見積書	様式オ
6	業務等の実施方針	様式ケ
7	全体スケジュール	任意の様式
8	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式サ
9	様式イ、様式ウに添付する資格及び業務実績等が確認できる書類	資格証明書等
10	企画書	任意の様式。 以下の項目を見出しつけ、要点をおさえた簡潔なものを作成すること。※ (1)「展示用の映像」と「一般的な証言映像」との違い (2)施設、見学者、証言者への配慮 (3)撮影映像のシナリオ等 (4)技術・工夫（撮影や音効）

※上記表「10 企画書」に記載する各項目については、以下の内容を盛り込むこと。

『(1)「展示用の映像」と「一般的な証言映像」との違い』について

「展示用の映像」と「一般的な証言映像（TV番組や動画サイト等に投稿されているような、映像内容だけで完結するようなもの）との違いを示し、簡潔に説明する。

『(2) 施設、見学者、証言者への配慮』について

文化財施設、撮影中のほかの見学者、証言者への配慮について、それぞれ必要と考えられる配慮を説明する。

『(3)『撮影映像のシナリオ等』について

アの内容や、基本計画の展示コンセプト・展示構成を踏まえ、シナリオ等を用いて各構成の内容を効果的に伝えられるような映像制作について説明する。

『(4) 技術・工夫（撮影や音効）』について

撮影方法（撮影技術や撮影機材）や工夫について説明すること。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は9に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを6部（うち1部は会社名あり、5部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和8年1月23日（金）17時【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(6) 提出場所

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎原爆資料館1階

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課（電話：095-844-3913）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和8年1月28日（水）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明20分以内及び質疑応答20分程度 計40分程度

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

リモートでの出席を希望する場合は、令和8年1月21日（水）までに担当課宛て電話にて連絡を行うこと。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和8年1月28日（水）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒852-8117

長崎市平野町7番8号 長崎原爆資料館1階

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課

電話 095-844-3913

FAX 095-846-5170

電子メールアドレス hibaku@city.nagasaki.lg.jp